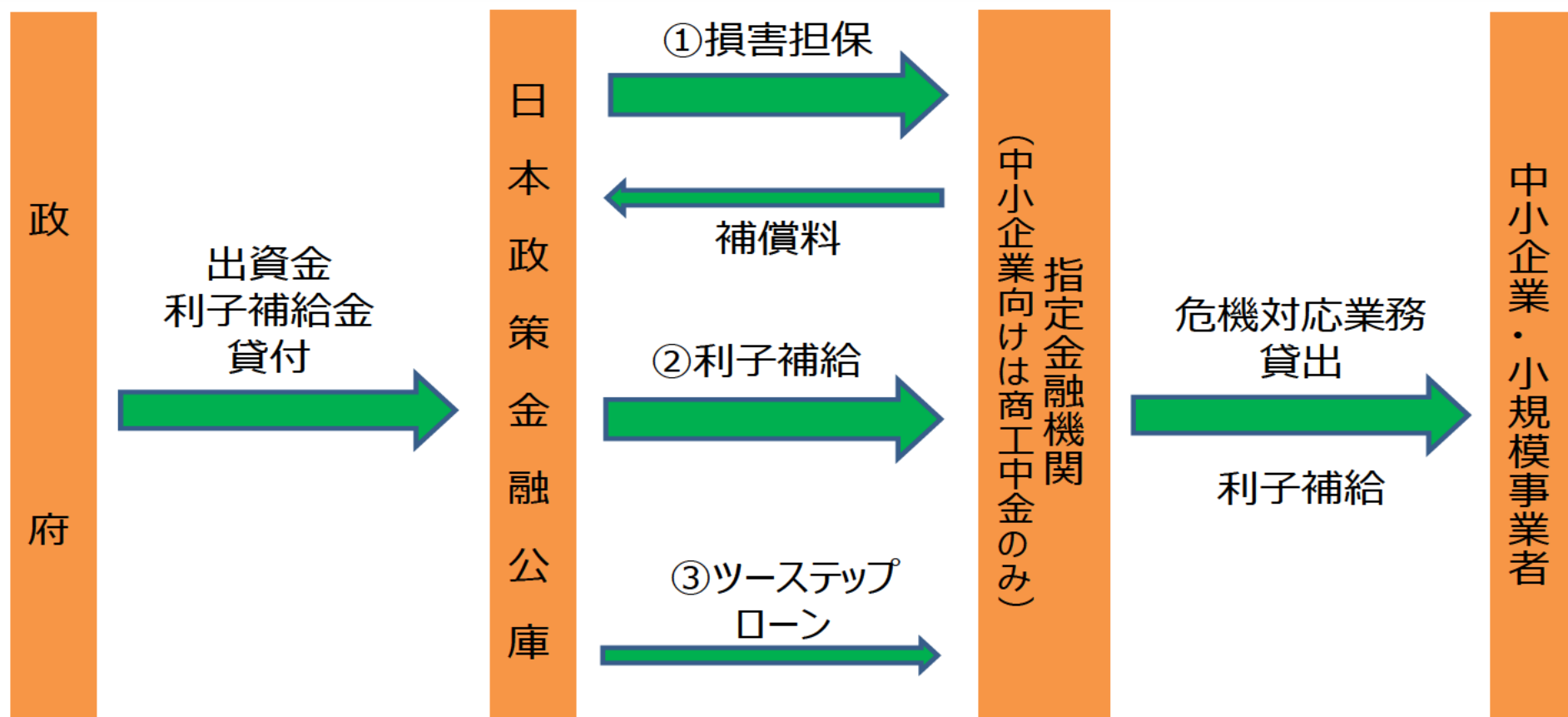


商工中金の危機対応業務について

平成29年12月

危機対応円滑化業務のスキーム



現在認定されている危機事案	適用日
東日本大震災	平成23年3月12日
デフレ脱却等	平成26年2月24日
平成28年熊本地震による災害	平成28年4月15日
平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による災害(北海道・岩手)	平成28年9月1日
平成28年鳥取県中部地震による災害	平成28年10月24日
平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	平成28年12月22日
平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(福岡・大分・秋田)	平成29年7月6日
平成29年台風第18号に係る災害(大分)	平成29年9月19日
平成29年台風第21号に係る災害(三重・和歌山・京都)	平成29年10月26日

危機対応業務の根拠(株式会社日本政策金融公庫法)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 特定資金 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な資金であって政令で定めるものをいう。

五 危機対応業務 特定資金の貸付け、特定資金に係る手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受け、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得又は特定資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受け(以下「特定資金の貸付け等」という。)のうち、公庫からの信用の供与を受けて行うものをいう。

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一～六 (略)

2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の場合により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者(以下「指定金融機関」という。)が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であって前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

第二十二條 主務大臣は、第十一条第二項の規定による認定を行うときは、当該認定の対象となるべき指定金融機関の危機対応業務及び公庫の危機対応円滑化業務について、対象とすべき事案、実施期間その他これらの業務の実施に関して必要な事項として主務省令で定める事項を定めなければならない。

商工中金危機対応業務の実績①

○ 事案毎の実績 <平成20年10月～平成29年3月>

	件数	金額
国際金融関連(リーマン・ショック)	72,939件	4兆7,924億円
東日本大震災関連	38,497件	2兆2,080億円
円高等関連	45,771件	2兆3,635億円
原材料高・デフレ関連	63,251件	3兆104億円
その他	1,147件	564億円
合計	221,605件	12兆4,307億円

商工中金危機対応業務の実績②

<融資実績(ストック)>

<融資実績(フロー)>

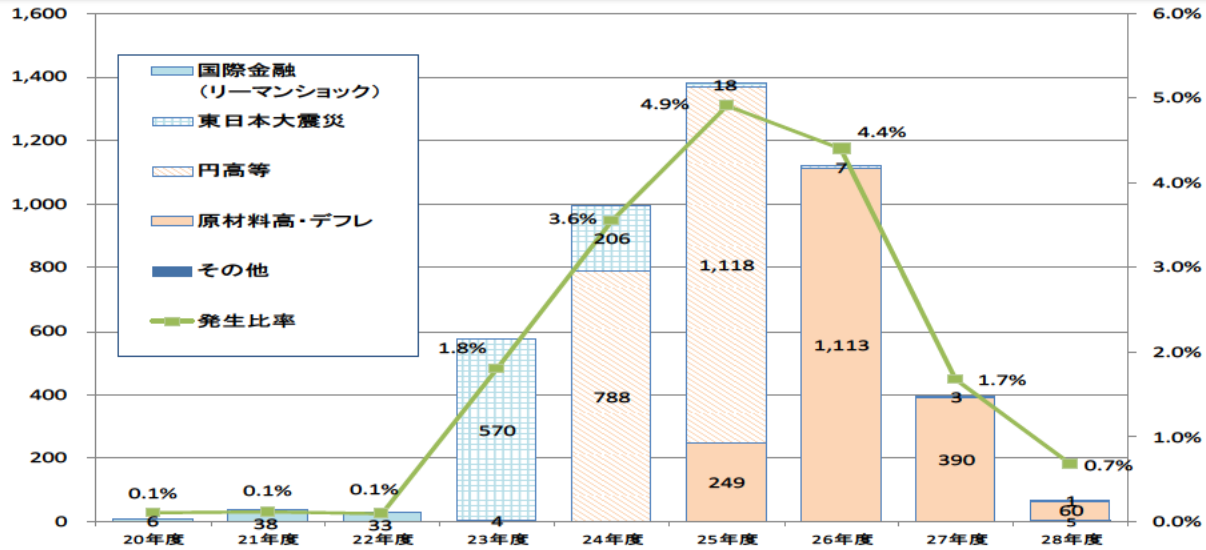
	危機対応業務 額(円)	プロパー 額(円)
平成19年度		9兆1,149億
平成20年度	3,846 億	8兆7,766億
平成21年度	2兆3,015億	7兆1,541億
平成22年度	3兆3,447億	6兆1,755億
平成23年度	3兆9,510億	5兆6,759億
平成24年度	4兆1,527億	5兆3,963億
平成25年度	4兆249億	5兆4,635億
平成26年度	3兆6,865億	5兆8,166億
平成27年度	3兆3,829億	6兆1,566億
平成28年度	2兆6,700億	6兆6,868億

	融資額全体(フロー) (円)		
		1年超の 融資額(円)	危機対応業務 ※大半が1年超の貸付(円)
平成19年度	14兆4,163億	2兆511億	
平成20年度	15兆6,820億	2兆5,355億	3,864億
平成21年度	14兆1,826億	2兆7,406億	2兆3,279億
平成22年度	12兆9,432億	2兆5,787億	2兆1,112億
平成23年度	12兆0,083億	2兆5,210億	1兆7,782億
平成24年度	11兆6,377億	2兆3,439億	1兆5,297億
平成25年度	11兆6,981億	2兆5,897億	1兆4,333億
平成26年度	11兆6,699億	2兆7,638億	1兆2,385億
平成27年度	11兆4,416億	2兆7,263億	1兆775億
平成28年度	11兆5,176億	2兆7,901億	5,479億

※平成28年度実績2兆6,700億円のうち、経営環境変化対応資金(円高等、原材料高・デフレ等)の実績は2兆3,163億円。

※平成28年度実績5,479億円のうち、経営環境変化対応資金(円高等、原材料高・デフレ等)の実績は5,035億円。

今回の危機対応業務の不正事案の危機事象別・年度別の発生状況



(金額単位：億円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
不正口座計 (a)	6	38	33	574	994	1,385	1,120	393	66	4,609
国際金融 (リーマンショック)	6	38	33							77
東日本大震災				570	206	18	7	3	1	805
円高等				4	788	1,118				1,910
原材料高・デフレ						249	1,113	390	60	1,812
その他									5	5
実行件数 (b)	5,923	31,370	36,330	31,684	27,934	28,207	25,386	23,423	9,666	219,923
実行金額	3,864	23,280	21,110	17,782	15,298	14,332	12,385	10,775	4,617	123,444
発生比率 (a/b)	0.1%	0.1%	0.1%	1.8%	3.6%	4.9%	4.4%	1.7%	0.7%	2.1%

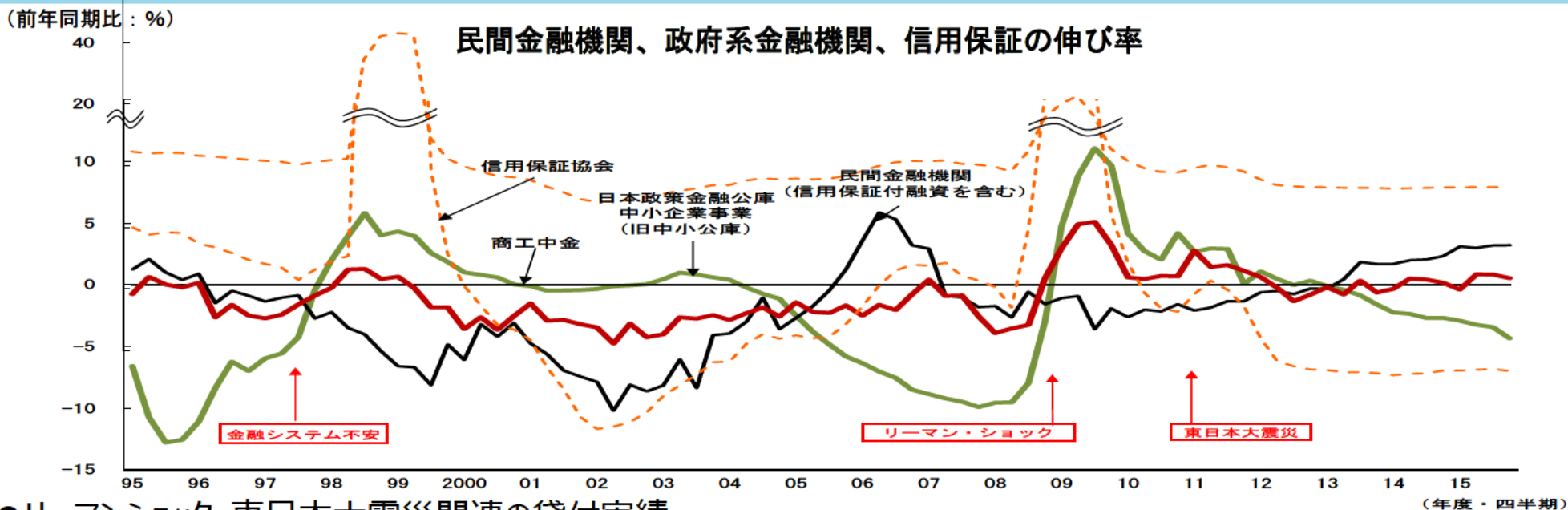
※28年度は調査対象口座を集計

< 主な危機対応融資制度と利子補給制度の変遷 >

	融資制度実施時期			利子補給制度実施時期				主な実行時期	
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
国際金融 (リーマンショック)									
設備資金利子補給									
東日本大震災									
売上等減少利子補給									
雇用維持利子補給									
設備資金利子補給									
円高等									
設備資金利子補給									
売上等減少利子補給									
雇用維持利子補給									
経営支援型利子補給									
原材料高・デフレ									
雇用維持利子補給									
経営支援型利子補給									
利益率低下型利子補給									

リーマンショック等における政府系金融機関のこれまでの対応

- 過去のリーマンショック等において、民間金融機関の融資量は減少する一方で、政府系金融機関（商工中金・日本政策金融公庫）の融資量は増加（100%の信用保証は全国で発動）。



●リーマンショック・東日本大震災関連の貸付実績

	商工中金	日本政策金融公庫（中小企業事業）
リーマンショック	7.3万件（4.8兆円）	4.4万件（5.7兆円）
東日本大震災	3.8万件（2.2兆円）	1.4万件（1.7兆円）

（備考）リーマンショック関連において、商工中金は、危機対応業務（平成20年10月～平成23年3月）、日本政策金融公庫は、セーフティネット貸付（平成20年10月～平成23年3月）、東日本大震災関連において、商工中金は、危機対応業務における東日本大震災に係る事案（平成23年3月～平成29年3月）、日本政策金融公庫は、東日本大震災復興特別貸付（平成23年3月～平成29年3月）の実績値。

※上記の他、日本政策金融公庫の国民生活事業が主に小規模事業者向けに小口の貸付を実施。

●商工中金と日本政策金融公庫(中小企業事業)について

- ◇商工中金：中小企業に対し、長期・短期の事業資金を融資（プロパー融資を含む）。預金・決済・手形割引機能あり。全国3.7万の中小企業組合及びその構成員のネットワークが特徴。取引先数7.8万先。
- ◇日本政策金融公庫: 中小企業に対し、長期の事業資金を融資（プロパー融資は無い）。短期融資、預金・決済・手形割引機能なし。（中小企業事業）取引先数4.4万先。 ※国民生活事業は主に小規模事業者向けの小口資金を融資。

商工中金危機対応業務関連予算額

○ 危機対応業務(中小企業向け)予算額(注1)

(億円)

	予算額					
	当初予算	補正①	補正②	補正③	補正④	
平成20年度	264	5	-	259	-	-
平成21年度	1,312	13	816 (注2)	483	-	-
平成22年度	112	16	96	-	-	-
平成23年度	2,523	12	336	-	955	1,220
平成24年度	930	153	777	-	-	-
平成25年度	382	248	135	-	-	-
平成26年度	269	20	249	-	-	-
平成27年度	11	11	-	-	-	-
平成28年度	128	10	10 (注3)	108	-	-
平成29年度	10	10	-	-	-	-
合計	5,941					

(注1) 当初予算は公庫への補給金(復興特会は出資金)、予備費・補正予算は公庫への出資金として措置。予算(出資金)は次年度以降の危機対応業務にも有効活用される。

(注2) このほか商工中金への危機対応準備金1,500億円を別途計上している。

(注3) 平成28年度の補正①は熊本予備費。

株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）関係規定

（目的）

第一条 株式会社商工組合中央金庫（以下本則において「商工組合中央金庫」という。）は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。

附 則

（この法律の廃止その他の必要な措置）

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項の規定に基づき、その保有する株式会社商工組合中央金庫の株式（以下「政府保有株式」という。）について、株式会社商工組合中央金庫の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその処分を図り、できる限り早期にその全部を処分するものとする。

2 政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置を講ずるとともに、株式会社商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（危機対応業務の実施の責務）

第二条の二 株式会社商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第四号に規定する特定資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、同条第五号に規定する危機対応業務（以下「危機対応業務」という。）を行う責務を有する。

（株式の政府保有）

第二条の三 政府は、当分の間、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。附則第二条の六第一項において同じ。）に係る制度の運用の状況、同項の危機対応準備金に係る株式会社商工組合中央金庫に対する出資の状況、株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務の実施の状況、株式会社商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を的確に実施するために必要な株式を保有していなければならない。

（適正な競争関係の確保）

第二条の五 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。